神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」(以下「県計画」という。)に定める事業(介護分)のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知)及び補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

- 第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、交付対象者が 実施する次の事業とする。
 - (1) 介護施設等整備事業
 - (2) 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業
 - (3) 認知症ケア人材育成推進事業
 - (4) 権利擁護人材育成事業
 - (5) 介護ロボット導入支援事業
 - (6) 介護従事者子育て支援事業
 - (7) 介護未経験者参入促進事業
 - (8) 外国人留学生等介護分野参入促進事業
 - (9) 介護支援専門員法定研修衛生対策事業
 - (10) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
 - (11) 現任職員キャリアアップ支援事業

(補助額の算出方法等)

- 第3条 補助額は、次により算出する。
 - (1) 別表2の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象 者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ただし、権利擁護人材育成事業にあっては、別に定める市民後見推進事業費補助実施要領における補助項目ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の補助率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

但し、介護施設等整備事業にあっては、補助を受けようとする施設ごとに補助額を算出するものとし、また、別表1の事業区分のうち、1(1)及び(4)の事業の補助額は、別表4に定める国の特別措置に該当する場合は、別表4により算出した加算額を加算することができる。

(申請書の提出期日等)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式1)に(様式2)、 (様式3)及び別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。 ただし、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提 供体制確保事業」については、別に定める様式のみ提出するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費 税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該 金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額 の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減 額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添え て提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

- 第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
 - (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る関係書類 の保存については、次のとおりとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助 事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の 承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管してお かなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (7) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により 取得し又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の ものの場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、「減価償却資産の 耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間を経過するまで、 知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸 し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 間接補助事業者が財産を処分する場合、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければ、これを承認してはならない。また、間接補助事業者から財産の処分に係る完了の報告を受けたときは速やかに知事に報告し、財産の処分に係る納付があった場合には速やかに県に納付しなければならない。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後において も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ ならない。
- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (13) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(暴力団排除)

- 第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、 補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部 を取り消すことができる。

(変更の承認)

第7条 第5条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金 変更交付申請書(様式4)に(様式2)、(様式3)及び別に定める様式を添えて、又は事 業変更(中止、廃止)承認申請書(様式5)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を 記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を 受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施 状況報告書(様式6)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式7)に(様式8)、(様式9)及び別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

ただし、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、別に定める様式のみ提出するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式10)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。

(届出事項)

- 第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその 旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第13条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第14条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年1月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年6月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年7月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年5月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月30日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年8月14日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年11月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、令和3年6月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年10月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年2月16日から施行し、令和4年6月17日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行し、令和5年5月8日から適用する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について 適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について 適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

別表1 事業区分及び交付対象者

補助	事業区分及い父付対家有 Iの対象とする事業	交付対象者(注1)	
	事業区分		
1	介護施設等整備事業		
	(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業	市町村、事業者(社会福祉法人、医療法 人、株式会社、その他介護施設等整備事 業を実施する事業者)、土地所有者	
	(2) 施設開設準備経費等支援事業		
	(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	市町村、事業者(社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事	
	(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化 改修等支援事業	業を実施する事業者)	
	(5) 民有地マッチング事業	市町村	
	(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染 拡大防止対策支援事業	事業者(社会福祉法人、医療法人、株式 会社、その他介護施設等整備事業を実施 する事業者)	
	(7) 介護職員の宿舎施設整備事業	市町村、事業者(社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者)、土地所有者	
2	介護人材キャリアアップ研修受講促進事業		
	(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助		
	ア 研修受講料支援事業費補助	介護サービス事業者(注2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事 業指定事業者	
	イ 代替要員確保対策事業費補助	术 旧足ず未有	
3	認知症ケア人材育成推進事業		
	(1) 認知症医療支援事業費補助		
	ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助		
	イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事 業費補助		
	ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応 力向上研修事業費補助	政令指定都市	
	工 歯科医師認知症対応力向上研修事業費 補助		
	才 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補 助		

	力 看護職員認知症対応力向上研修事業費 補助	
	キ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力 向上研修事業費補助	
	ク 認知症介護指導者フォローアップ研修 事業費補助	
	ケ 認知症介護基礎研修事業費補助	
4	権利擁護人材育成事業	
	(1) 市民後見推進事業費補助	市町村
5	介護ロボット導入支援事業	
	(1) 介護ロボット導入支援事業費補助	介護サービス事業者(注2)
	(2) ICT導入支援事業費補助	介護サービス事業者 (注2)
6	介護従事者子育て支援事業	
	(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	介護サービス事業者 (注2)
7	介護未経験者参入促進事業	
	(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	政令指定都市
	(2) 普及啓発事業費補助	市町村
8	外国人留学生等介護分野参入促進事業	
	(1) 外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	横浜市
	(2) 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助	介護サービス事業者 (注2)
	(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	介護福祉士養成施設(注3)
	(4) 外国人技能実習生等資質向上研修事業費補助	横浜市、川崎市
	(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助	介護サービス事業者 (注2)
	(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	介護サービス事業者 (注2)
9	介護支援専門員法定研修衛生対策事業	
	(1) 介護支援専門員法定研修衛生対策事業費補助	指定研修実施機関(注4)
10	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サーヒ	ぶス事業所等のサービス提供体制確保事業
	(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事 業	政令指定都市、中核市、介護サービス事 業者等
11	現任職員キャリアアップ支援事業	

(1) 羽仏聯昌キャ	リアアッラ	プ支援事業費補助
(1) 現仕職員ヤヤ	リノノツノ	又传事業負佣助

市町村

- (注1) 補助を受けようとする施設・事業所等が県内に所在する者に限る。
- (注2) 介護サービス事業者とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の32に定める介護 サービス事業者を言う。
- (注3) 補助を受けようとする介護福祉士養成施設が県外の場合であっても、県内の介護サービス 事業者の業務に従事する見込みがある者を対象にする場合は、交付対象者とする。
- (注4) 神奈川県介護支援専門員更新研修事業(実務未経験者対象)又は神奈川県介護支援専門員 実務研修事業の研修実施機関の指定を受けている事業者を交付対象とする。
- (注5) 交付対象者については、必要に応じて別表等により別に定めることとする。

別表 2 補助対象経費等

補助の対象とする事業		法	\\$\\\$\\ <i>\</i> \$\\ <i>\</i> \$\\\$\\\$\\	岩叶本
	事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 介記	護施設等整備事業			
	(1) 地域密着型サー	別表3(1)「地域密着型サ	別表 3 (1) 「地域密着型	10分の10
	ビス等整備助成事	ービス等整備助成事業」	サービス等整備助成事	
	業	の「配分基礎単価」額に	業」の「補助対象経	
		「単位」数を乗じて算出	費」欄に記載のとおり	
		した額		
	(2) 施設開設準備	別表 3 (2) 「施設開設準	別表 3 (2) 「施設開設	10分の10
	経費等支援事業	備経費等支援事業」の	準備経費等支援事業」	
		「配分基礎単価」額に	の「補助対象経費」欄	
		「単位」数を乗じて算出	に記載のとおり	
		した額		
	(3) 定期借地権設定	別表 3 (3) 「定期借地権	別表 3 (3) 「定期借地	2分の1
	のための一時金の	設定のための一時金の支	権設定のための一時金	
	支援事業	援事業」の「配分基準」	の支援事業」の「補助	
		に基づき算出した額	対象経費」欄に記載の	
			とおり	
	(4) 既存の特別養護	別表 3 (4) 「既存の特別	別表 3 (4) 「既存の特	10分の10
	老人ホーム等のユ	養護老人ホーム等のユニ	別養護老人ホーム等の	
	ニット化改修等支	ット化改修等支援事業」	ユニット化改修等支援	
	援事業	の「配分基礎単価」額に	事業」の「補助対象経	
		「単位」数を乗じて算出	費」欄に記載のとおり	
		した額		
	(5) 民有地マッチン	別表3(5)「民有地マッ	別表 3 (5)「民有地マ	10分の10
	グ事業	チング事業」の「配分基	ッチング事業」の「補	
		礎単価」額に「単位」数	助対象経費」欄に記載	
		を乗じて算出した額	のとおり	

2 介言	(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 (7) 介護職員の宿舎施設整備事業	における新型コロナウイ の	別表3(6)「介護施設 等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり 別表3(7)「介護職員の宿舎施設整備事業」の「補助対象経費」欄 に記載のとおり	10分の10 3分の1
	(1) 介護職員研修受請			
	ア研修受講料支援事業費補助	(ア)介護職員初任者研修(注	任者研修の場合は従事予定者を含む)に介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修、生活援助従事者研修を受講るは認定介護福祉士養成研修を受講させるために必要な経費(ア)受講料(イ)受講者が支払った受講料に対する	3分の1
	イ 代替要員確 保対策事業費 補助	(ア)介護職員初任者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数(ただし、1人あたり65千円を限度とする。) (イ)実務者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数(ただし、1人あたり39千	従業者が介護職員初 任者研修、実務者研 修、生活援助従事者 研修、認定介護福祉 士養成研修又は介護 福祉士ファーストス テップ研修を受講し ている期間の代替要 員を確保するために 必要な人件費	10分の10

(ウ)生活援助従事者研修(注 3)を受講する従業者1人 あたり日額13千円×代替要 員を確保した日数(ただ し、1人あたり30千円を限 度とする。) (エ) 認定介護福祉士養成研 修(注4)を受講する従業 者1人あたり日額13千円×	
あたり日額13千円×代替要 員を確保した日数(ただ し、1人あたり30千円を限 度とする。) (エ) 認定介護福祉士養成研 修(注4)を受講する従業 者1人あたり日額13千円×	
員を確保した日数(ただ し、1人あたり30千円を限 度とする。) (エ) 認定介護福祉士養成研 修(注4)を受講する従業 者1人あたり日額13千円×	
し、1人あたり30千円を限度とする。) (エ) 認定介護福祉士養成研修(注4)を受講する従業者1人あたり日額13千円×	
度とする。) (エ) 認定介護福祉士養成研修(注4)を受講する従業者1人あたり日額13千円×	
(エ) 認定介護福祉士養成研修(注4)を受講する従業者1人あたり日額13千円×	
修 (注4) を受講する従業 者 1 人あたり日額13千円×	
者1人あたり日額13千円×	
代替要員を確保した日数	
(ただし、1人あたり60千	
円を限度とする。)	
(オ) 介護福祉士ファースト	
ステップ研修(注5)を受	
講する従業者1人あたり日	
額13千円×代替要員を確保	
した日数(ただし、1人あ	
たり56千円を限度とす	
る。)	
3 認知症ケア人材育成推進事業	
(1) 認知症医療支援事業費補助	
ア 認知症サ 予算の範囲内で知事が定め 平成27年4月15日老 10分	うの 10
ポート医養成 る額 発0415第6号厚生労	
研修・認知症 働省老健局長通知の	
サポート医フ 別添「認知症地域医	
オローアップ 療支援事業実施要	
研修事業費補 網」(第8 普及啓 175 1/6 2/7 元 3/8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
サ 発推進事業を除している。	
イかかりつく。)に基づく事業して実施に必要な賃	
け医認知症 の実施に必要な賃 対応力向上 金、報償費、旅費、	
対応刀向上 並、報頃質、旅質、 研修事業費 需用費、役務費、委	
補助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ウ病院勤務 借料、備品購入費、	
の医療従事者 負担金、補助及び交	
向け認知症対しは、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人	
応力向上研修	
事業費補助	

工 歯科医師			
認知症対応力			
向上研修事業			
費補助			
才 薬剤師認			
知症対応力向			
上研修事業費			
補助			
カ 看護職員			
認知症対応力			
向上研修事業			
費補助			
キ病院勤務			
以外の看護師			
等認知症対応			
力向上研修事			
業費補助			
ク 認知症介	予算の範囲内で知事が定め	平成18年3月31日老	10 分の 10
護指導者フ	る額	発第0331010号厚生	
オローアッ		労働省老健局長通知	
プ研修事業		の参考2「認知症介	
費補助		護実践者等養成事業	
		実施要綱」(4(1)認	
		知症介護実践研修、	
		(2)認知症対応型サ	
		ービス事業開設者研	
		修、(3)認知症対応	
		型サービス事業管理	
		者研修、(4)小規模	
		多機能型サービス等	
		計画作成担当者研修	
		及び(5)認知症介護	
		指導者養成研修を除	
		く。)に基づく事業	
		の実施に必要な委託	
		料	
ケ 認知症介	予算の範囲内で知事が定め	平成18年3月31日老	10分の10
護基礎研修	る額	発第0331010号厚生	
事業費補助		労働省老健局長通知	
		の別紙「認知症介護	
		実践者等養成事業実	
		施要綱」(4(1)認知	
		症介護基礎研修)に	

		基づく事業の実施に 必要な報酬、共済 費、賃金、報償費、 旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料 及び賃借料、備品購 入費、負担金、補助 及び交付金	
4 権利擁護人材育成事業 (1) 市民後見推進事業構助	ア 市民後見人養成のための所修の実施(ア)市民後見人養成研修(ア)市民後見人養成研修(実践研修)(基礎研修)(基礎研修)(基礎研修)(425千円(り)資質向上研修 1日(4時間以上)あた千りり100千円りまる。で、を円り間以が25人千円時間が25人を回りますが25人を円時間が25人を回りますが25人を回りますが25人を回りますが25人を回りますが25人を回りますが25人によりますが25人によりによりますが25人によりによりによりますが25人によりによりによりによりによりによりによりますが25人によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	市民後見推進事業の実施に必要な、報費、領土の資金、報酬、資金、報費、委託料、資産の資産の資産のでは、公司の政策を対象を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	10分の10

		ウ 市民後見人の適正な活動のための支援 基準額 3,882千円 人口規模により次の額を基準額に加算 50万人以上 3,526千円 30万人以上50万人未満 2,892千円 10万人以上30万人未満 1,932千円 5万人以上10万人未満 972千円		
5 介	護ロボット導入支援事業 (1) 介護 ロボット導入支援事業費補助	ア 介護ロボットの導入 【上限額】 移乗支援(装着型・非装着型)及び入浴支援 1機器あたり 1,000千円 上記以外 1機器あたり 300千円 イ 見守り機器導入に伴う通信環境整備 【上限額】 1事業所あたり 7,500千円	介護サービス事業所 等(注6)への介 護ロボットの購 入、レンタル・リースに要する経費 介護サービス事業所 等への見守り機器導 入に伴う通信環境 備に要する経費	· · · · · · · · · · · · · · · · ·

			ii 上記以外の事 業所は2分の1
(2) ICT導入支援事業費補助	以下の職員数に応じた額 【上限額】 1名以上10名以下 : 1,000千円 11名以上20名以下: 2,000千円 21名以上30名以下: 2,000千円 31名以上 : 2,600千円	タマドエ機ク守み、、正で、 ボキンソト・ピー・ はいでは、 ボキンソト・ピー・ はいでは、 ボキンソト・ピー・ はいでは、 ボキンソト・ピー・ はいでは、 ボキンソト・ピー・ はいできない。 ボキンソー・ はいできない。 ボキン・ はいできない。 ボール・ はいできないできない。 ボール・ はいできない。 ボール・ はいできないできないできない。 ボール・ はいできないできないできないできないできないできないできないできないできないできな	i以下の要件

	(1)介護職員子育て 支援代替職員配置 事業費補助	育児のため短時間勤務で従 事する介護職員1人あたり 750千円	務で従事する介護職 員の代替職員を配置 するために必要な人 件費 (ア)報酬、給与、賃	3分の1
			金 (イ) 派遣会社に支払 う派遣料金	
7 介言		44	7 机追竹壶	
,)I II	(1)介護未経験者参	予算の範囲内で知事が定め	介護未経験者参入促	4分の3
	入促進事業費補助	る額	進事業の実施に必要 な経費(報酬、共済 費、賃金、報償費、 旅費、需用費、役務	4),(0)
			費、委託料、使用料 及び賃借料、負担 金、補助及び交付 金)として知事が認 める額	
	(2)普及啓発事業費補助	小学校、中学校、高等学校 (神奈川県立学校を除く) を訪問し、介護の仕事に関 する講座の実施1回あたり 28千円	普及啓発事業の実施 に必要な経費 (報	4分の3
8 外国	国人留学生等介護分野家	入促進事業予算の範囲内で知事が定め	外国人留学生介護分	4分の3
	護分野受入支援事 業費補助	る額	野受入支援事業の実施に必要な経費(報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金)として知事が認める額	

(2) 外国人留学生奨	介護サービス事業者が実施	介護サービス事業者	3分の1
学金等支給支援事	する外国人留学生に対する	が実施する外国人留	3701
字 並 等 义 和 义 饭 争	9 る外国八笛子生に対する 給付	学生に対する給付金	
未負佃切	ねり アー日本語学校(注7)	子生に刈りる和竹金	
	/ 日本韶子仪(在 1) (1) 学費		
	年額600千円		
	(2) 居住費などの生活費		
	年額360千円		
	A →# [→ [[A → [] [A → []]] . →#		
	(注8)		
	(1) 学費		
	年額600千円		
	(2) 入学準備金		
	200千円(1回限り)		
	(3) 就職準備金		
	200千円(1回限り)		
	(4) 国家試験受験対策		
	費用		
	40千円(1回限り)		
	(5) 住居費などの生活費		
	年額360千円		
(3)介護福祉士養成	介護福祉士養成課程のカリ	介護福祉士養成課程	3分の1
施設日本語学習等	キュラム外の取り組みとし	のカリキュラム外の	
支援事業費補助	て、外国人留学生に対する	取り組みとして、外	
	日本語学習等の課外事業の	国人留学生に対する	
	実施	日本語学習等の課外	
	1講師1時間あたり3千円		
	(ただし、講師は2名を上	経費(報酬、給与、	
	限とし、課外事業の実施時	職員手当等、共済	
	間のうち120時間を超える時	費、賃金、報償費、	
	間及び30時間に満たない時	旅費)として知事が	
	間を除く。)	認める額	
(4) 外国人技能実習	ア 介護職種の技能実習生	外国人技能実習生等	4分の3
生等資質向上研修	及び介護分野における1	資質向上研修事業の	
事業費補助	号特定技能外国人を対象	実施に必要な経費	
	とした集合研修等	(給料、職員手当	
	イ 外国人介護人材受入施	等、報酬、共済費、	
	設等職員を対象にした研	報償費、旅費、需	
	修	用費(消耗品費、燃	
	ウ 上記アまたはイにおけ	料費、食糧費、印刷	
	る研修講師の養成研修	製本費、光熱水	
	【上限額】1団体あたり	費)、会議費、役務	
	ア、イ、ウの経費の合計	費(雑役務費、通信	

 1	I	I	
	4,000千円	運搬費、手数料、広	
		告料、保険料)、使	
		用料、賃借料、委託	
		料、備品購入費(単	
		価 30 万円以上の備	
		品を除く。)、助成	
		金、補助金)として	
		知事が認める額	
(5)外国人介護福祉	経済連携協定 (EPA) 又は	外国人介護福祉士候	10分の10
士候補者受入施設	交換公文に基づき入国し就	補者受入施設学習支	
学習支援事業費補	労中の外国人介護福祉士候	援事業の実施に必要	
助	補者に対する事業	な経費として、以下	
	ア 日本語学習(日本語講	の区分に応じて知事	
	師の派遣、日本語学校へ	が認める額	
	の通学等)、介護分野の	ア報償費、旅費、	
	専門知識の学習(民間業	 需用費(消耗品費、	
	者が実施する模擬試験や	印刷製本費、教材	
	介護技術講習会への参加	費)、役務費(通信	
	等)及び学習環境の整備	運搬費、手数料、保	
	候補者1人あたり150千円	険料)、使用料及び	
	being a ry cost of y root in a	賃借料、委託料、補	
	 イ 喀痰吸引等研修の受講	助金(入学金、受講	
	候補者1人当たり75千円	料に限る。)、備品	
		購入費(単価30万円	
	 ウ 候補者の研修を担当す	以上の備品を除	
	る者の活動	く。)	
	1受入施設あたり60千円	`。/ イ 旅費、需用費	
	1 文人が歴史 めんこう 00 十十丁	(消耗品費、印刷製	
		本費、教材費)、役	
		本質、教材質/ 、校	
		并数件、保険件// 、	
		講料に限る。)	
		ウ 諸手当(受入施 設の研修担当者に係	
		るものに限る。)	

	T		 	
	(6) 外国人介護人材	1施設等あたり	外国人介護人材受入	3分の2
	受入施設環境整備	300千円	施設整備事業の実施	
	事業費補助		に必要な経費(報	
			酬、共済費、賃金、	
			報償費、旅費、需用	
			費、役務費、委託	
			料、使用料及び賃借	
			料、備品購入費、負	
			担金、補助及び交付	
			金)として知事が認	
			める額	
9 介記	雙支援専門員法定研修衛	5生対策事業		
	(1) 介護支援専門員	ア 実務未経験者に対する	介護支援専門員法定	10 分の 10
	法定研修衛生対策	研修	研修を実施する上	20 /4 -> 20
	事業費補助	研修受講者1人あたり	で、新型コロナウイ	
	1. 2/4.24	7,800円	ルス感染予防対策を	
)	講じるために追加で	
		研修受講者1人あたり	必要となる経費(報	
		12,000円		
			費、役務費、使用料	
			及び賃借料)として	
			知事が認める額	
10 新型	型コロナウイルス感染症	E流行下における介護サービス!	事業所等のサービス提供	共体制確保事業
	(1) 緊急時介護人材	別表 5 (1)「緊急時介護人材	別表 5 (1)「緊急時	10 分の 10
	確保・職場環境復	確保・職場環境復旧等支援	介護人材確保・職場	
	旧等支援事業	 事業」の「基準単価」欄に	環境復旧等支援事	
		記載のとおり	業」の「補助対象経	
			費」欄に記載のとお	
			n)	
11 現代	L 壬職員キャリアアップ支			
** .>n	(1) 現任職員キャリ	介護サービス事業所等に赴	研修の実施に必要な	4分の3
	(1) 現仕			4刀7/3
	アクツノス族争業 費補助	き実施する出前研修や、研修の課者が東西では、	経費(報酬、共済	
	其冊切 	修受講者が事業所近隣で集	費、賃金、報償費、	
		合して行う研修の実施1回	旅費、需用費、役務	
		あたり100千円	費、委託料、使用料	
			及び賃借料、負担	
			金)として知事が認	
			める額	

(注1) 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の 23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

- (注2) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく実務 者研修をいう。
- (注3) 生活援助従事者研修とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の 23に規定する生活援助従事者研修課程をいう。
- (注4) 認定介護福祉士養成研修とは、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構により認証された研修をいう。
- (注5) 介護福祉士ファーストステップ研修とは、「介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン」(平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会)に基づき公益社団法人日本介護福祉士会から認定を受けた研修をいう。
- (注6) 介護サービス事業所等とは、介護保険法 (平成9年法律第123号) に基づく介護サービス事業所及び施設をいう。
- (注7) 日本語学校の補助対象期間は1年以内とする。
- (注8) 介護福祉士養成施設の補助対象期間は、正規の就学期間とする。

別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

	細区分	配分基礎	W / I.	LARL LLA VOT H
	施設種別等	単価	単位	補助対象経費
ア	地域密着型サービス施設等の整備	•		
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	市町村の介護保険事業計画 に基づく地域密着型特別養護
	・小規模な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるも
	・小規模な介護医療院	61,000千円	施設数	であって、知事が必要と認
	・小規模な養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	めた整備を含む。) に必要な 工事費又は工事請負費及び工
	・小規模なケアハウス (特定施設入居 者生活介護の指定を受けるもの)	4,880千円	整備床数	工事賃又は工事請員賃及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用で
	・都市型軽費老人ホーム	1,950千円	整備床数	あって、旅費、消耗品費、通
	・認知症高齢者グループホーム	36,600千円	施設数	信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額
•	小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	は、工事費又は工事請負費の
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所	6,470千円	施設数	2.6%に相当する額を限度額と する。)。 ただし、別の負担(補助)
	• 看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	金等において別途補助対象と
	・認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	する費用を除き、工事費又は 工事請負費には、これと同等
	・介護予防拠点	9,710千円	施設数	と認められる委託費、分担金
	・地域包括支援センター	1,300千円	施設数	及び適当と認められる購入費
•	・生活支援ハウス	38,900千円	施設数	また、土地所有者(オーナ
•	・緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	一)が施設等運営法人に有償で
	· 施設内保育施設	13,000千円	施設数	貸し付ける目的で整備する事 業も対象とする。
	・小規模な介護付きホーム(有料老人 ホーム又はサービス付き高齢者向け	4,880千円	整備床数	A UNIAC / WO

住宅であって、特定施設入居者生活		
介護の指定を受けるもの) (注2) イ 介護施設等の合築等		
・別表 1 (1)の事業対象施設と合築・ 併設	合築・併設す る施設それぞ れ上記の配分 基礎単価に 1.05を乗じた 額	上記に準ずる
ウ 空き家を活用した整備		
・認知症高齢者グループホーム		
· 小規模多機能型居宅介護事業所	0.710 7 11	施設数
· 看護小規模多機能型居宅介護事業所	9,710千円	
・認知症対応型デイサービスセンター		
エ 介護施設等の創設を条件に行う広域型	施設の大規模修繕	善・耐震化整備
・特別養護老人ホーム		
・介護老人保健施設		
・介護医療院	1,230千円	定員数
・養護老人ホーム		
・軽費老人ホーム		

(注1)補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス 住宅等推進事業補助金交付要綱(平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号)に規定するサービス付き高 齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(注3) 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増 床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助す ることができる。

(2)施設開設準備経費等支援事業

細	区分	施設種別等	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア	介護施設	は等の開設時、増床時及び再開設時 (改築時) に必要	な経費	特別養護老人ホーム等の円
	(ア) 定員	員30名以上の広域型施設等(注1)			滑な開所や既存施設の増
	• 特別	養護老人ホーム及び併設されるシ			床、また、介護療養型施設
	ョート	ステイ用居室			から介護老人保健施設への
	・介護		914千円	定員数	転換の際に必要な需用費、
	・介護	 医療院	1		使用料及び賃借料、備品購

	・ケアハウス(特定施設入居者生活介護			入費(備品設置に伴う工事
	の指定を受けるもの)			請負費を含む)、報酬、給
	・養護老人ホーム			料、職員手当等、共済費、
	・介護付きホーム(有料老人ホーム又は			賃金、旅費、役務費、委託
	サービス付き高齢者向け住宅であっ			料又は工事請負費
	て、特定施設入居者生活介護の指定を			
	受けるもの)			
	・訪問看護ステーション(大規模化やサ			
	テライト型事業所の設置)	4,580千円	施設数	
(1) 定員29名以下の地域密着型施設等(注2)	l	
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併			
	設されるショートステイ用居室			
	・小規模な介護老人保健施設			
-	・小規模な介護医療院		定員数	
-			※小規模多機能	
	・小規模なケアハウス(特定施設入居者		型居宅介護事業	
	生活介護の指定を受けるもの)	0147 111	所及び看護小規	
	・認知症高齢者グループホーム	914千円	模多機能型居宅	
	・小規模多機能型居宅介護事業所		介護事業所にあ	
	· 看護小規模多機能型居宅介護事業所		っては、宿泊定	
	・小規模な介護付きホーム(有料老人ホ		員数とする。	
	ーム又はサービス付き高齢者向け住宅			
	であって、特定施設入居者生活介護の			
	指定を受けるもの)(注4)			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,300千円	施設数	
	事業所	10, 300 1	旭权奴	
	・都市型軽費老人ホーム	450 T III	<i>⇔</i> ₽₩	
	・小規模な養護老人ホーム	458千円	定員数	
	・施設内保育施設	4,580千円	施設数	
イ介	↑護療養型医療施設の介護老人保健施設等への	転換整備に必要	な経費(注1)	
()	介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換	整備に必要な経	費を含む。)	
	• 介護老人保健施設			
	• 介護医療院			
	・ケアハウス			
	・有料老人ホーム			
	・特別養護老人ホーム及び併設されるシ			
	ョートステイ用居室	239千円	定員数	
	・認知症高齢者グループホーム※			
	·小規模多機能型居宅介護事業所※			
	·看護小規模多機能型居宅介護事業所※			
	・生活支援ハウス※			
	・サービス付き高齢者向け住宅(注4)			
	下護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う	介護ロボット・	・ICTの導入	特別養護老人ホーム等
13	こ必要な経費			の大規模修繕の際にあ
	(ア)定員30名以上の広域型施設等 (注1)			わせて行う、介護ロボ

	・特別養護老人ホーム及び併設される			ット・ICTの導入に
	ショートステイ用居室			必要な経費(令和2
	・介護老人保健施設			年4月14日老高発0414
	・介護医療院			第1号・老振発0414第
	・ケアハウス(特定施設入居者生活介			1 号厚生労働省老健局 高齢者支援課長・振興
	護の指定を受けるもの)	458千円	定員数	一部有又後珠式・振典
	・養護老人ホーム			護総合確保基金(介護
	・介護付きホーム(有料老人ホーム又			従事者の確保に関する
	はサービス付き高齢者向け住宅であ			事業)における「管理
	って、特定施設入居者生活介護の指			者等に対する雇用管理
	定を受けるもの)			改善方策普及・促進事
	(イ)定員29名以下の地域密着型施設等(注:	2)		業」の実施について」 の別紙1・別紙2を準
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び			用する)。
	併設されるショートステイ用居室			713 / 30 / 6
	・小規模な介護老人保健施設			
	・ 小規模な介護医療院		定員数	
	・小規模なケアハウス(特定施設入居		※小規模多機能	
	者生活介護の指定を受けるもの)		型居宅介護事業	
	・認知症高齢者グループホーム	458千円	所及び看護小規 模多機能型居宅	
	・小規模多機能型居宅介護事業所		保多機能至店七 介護事業所にあ	
	· 看護小規模多機能型居宅介護事業所		っては、宿泊定	
	・小規模な介護付きホーム(有料老人		員数とする。	
	ホーム又はサービス付き高齢者向け住			
	宅であって、特定施設入居者生活介護			
	の指定を受けるもの) (注4)			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7 COOT III	+/=11. */-	
	事業所	7,630千円	施設数	
	・都市型軽費老人ホーム	229千円	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	229千円	足貝奴	
	・施設内保育施設	2,290千円	施設数	
工	介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に	こおける防災意識	战啓発の取組に	介護予防拠点において
ب	必要な経費(注3)			参加者の防災に対する
				意識の共有を図るため
				に必要な需用費(印刷
				製本費、修繕料)、備
	・介護予防拠点	109千円	1か所	品購入費(備品設置に
	7. BZ 4 124 C/W	100 1 1 1	-17 171	伴う工事請負費を含
				む)、報酬、旅費、役
				務費(通信運搬費、広
				告料、手数料)又は委

託料。

- (注1) ア(ア)、イ(定員 29 名以下の地域密着型施設等※のものを除く)及びウ(ア)のうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。
- (注2) ア(イ)、イ(定員 29 名以下の地域密着型施設等※)及びウ(イ)は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。
- (注3) エの実施主体は市町村とする。ただし、事業者が事業を実施する場合には、神奈川県から市町村 を通じて補助を行う、間接補助事業とする。
- (注4) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス 住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高 齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

「本体施設	細	田区分	エコハギ※	++ L + + + + + + + + + + + + + + + + +
 ア 定員30名以上の広域型施設等(注1) ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護を原院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護を原院 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を飛びた額等、都道府県知事が定める自要が定める合理的な方法による額)の2分のしま下げが行われている認められるもの)。 		施設種別等	配分基準	網別对家詮貨
 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護を人保健施設 ・介護医療院 ・方護の力を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護と外保健施設 ・小規模な介護医療院 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分のしますでが行われている。認められるもの)。 	ı	【本体施設】		
	ア	プログログログ 定員30名以上の広域型施設等(注1)		
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ব 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護を療院 ・小規模な介護医療院 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、が、定期借地権設定期間中全期間又は一部の期間の地の引き下げが行われている認められるもの)。 おうショートステイ用居室 ・小規模な介護を療院 コ		・特別養護老人ホーム及び併設されるショート		
・介護医療院 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定める路線価(路線価が定められていない地域・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 応制性地権設定に際して授される一時金であって、住代の前払いの性格を有する。 イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室・小規模な介護を療院 が定める合理的な方法による額)の2分の・小規模な介護医療院 本を乗じた額等、お適府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の の引き下げが行われている。		ステイ用居室		
・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護を療院 する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分のしますげが行われている認められるもの)。		•介護老人保健施設	当該協設等お敷借	
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるうき理的な方法・小規模な介護を規定を受けるもの) ・小規模な介護医療院 税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の・小規模な介護医療院 税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、本力に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対		・介護医療院		
・養護老人ホーム ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護を廃院 線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の認められるもの)。		・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定		
・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービ ス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居 者生活介護の指定を受けるもの)		を受けるもの)	線価(路線価が定め	
これでは、固定 においては、固定 資産税評価額に国 者生活介護の指定を受けるもの) 一		・養護老人ホーム	られていない地域	
本代を同節者向が住宅であるで、特定施設人店 資産税評価額に国 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対		・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービ	においては、固定	
有生活用護の相足を支げるもの)		ス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居	資産税評価額に国	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設され るショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な介護医療院		者生活介護の指定を受けるもの)	税局長が定める倍	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 都道府県知事が定める合理的な方法 ・小規模な介護老人保健施設 しよる額)の2分の ・小規模な介護医療院 1	1	定員29名以下の地域密着型施設等(注2)	率を乗じた額等、	
るショートステイ用居室 める合理的な方法 ・小規模な介護老人保健施設 による額)の2分の ・小規模な介護医療院 1		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設され	都道府県知事が定	
・小規模な介護医療院 		るショートステイ用居室	める合理的な方法	
- 小規模な介護医療院 		・小規模な介護老人保健施設	による額)の2分の	
		・小規模な介護医療院	1	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介		・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介		
護の指定を受けるもの)		護の指定を受けるもの)		
・認知症高齢者グループホーム		・認知症高齢者グループホーム		
・小規模多機能型居宅介護事業所		・小規模多機能型居宅介護事業所		

	・看護小規模多機能型居宅介護事業所
	都市型軽費老人ホーム
	・小規模な養護老人ホーム
	・施設内保育施設
	・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又
	はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定
	施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
	(注4)
ľ	合築・併設施設】(注3)
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	・認知症対応型デイサービスセンター
	・介護予防拠点
	・地域包括支援センター
	・生活支援ハウス
	・緊急ショートステイ

(注1)アのうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて、補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。 (注2)イは神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

(注3)本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合については、当該敷地についても補助対象とすることができる。当該敷地の補助は、本体施設に関わらず神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接事業とする。

(注4)小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

細口	×分 施設種別等	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修
				(施設の整備と一体的に
	(ア) 特別養護老人ホームのユニット化	「個室 →		整備されるものであっ
	(1) 公共学上伊持佐部のコーンした	ユニット	乾 /供亡粉	て、県知事が必要と認め
	(イ) 介護老人保健施設のユニット化	化」改修	整備床数	た整備を含む。)に必要
	 (ウ)介護医療院のユニット化	1,300千円		な工事費又は工事請負費
				及び工事事務費(工事施

	(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム	「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。) → ユニット 化」改修 2,600千円		工のため直接必要な事務に要する費用であって、 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その 額は、 工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度
3	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保 隻のための改修 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等へ	800千円 の転換整備(注 2		額とする)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負
	(介護療養型老人保健施設から転換して介護医 ても対象とする。) ・介護老人保健施設 ・介護医療院	を療院を整備する 創設 2,440千円	る事業につい	費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる 購入費等を含む。
	・ケアハウス・有料老人ホーム・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	改築 3,020千円	転換前床数	
	・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・生活支援ハウス・サービス付き高齢者向け住宅	改修 1,220千円		
工	介護施設等における看取り環境の整備			
オ	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護と人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) (注3) 共生型サービス事業所の整備	3, 820千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については、需用費(修構料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。

· 通所介護事業所(地域密着型通所介護事		
業所を含む。)		
・短期入所生活介護事業所(介護予防短期	1 120 壬田	車米電粉
入所生活介護事業所を含む。)	1,130 千円	事業所数
・小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		

(注1)補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。 (注2)ウについて、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部緩和(療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床あたり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても本事業の対象とする。

(注3)小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス 住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢 者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。ただし、ウは除く。

(5) 民有地マッチング事業

細区分	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア 土地等所有者と介護施設等整備法人 等のマッチング支援	6,110千円	自治体	民有地マッチング事業を実施す
イ 整備候補地等の確保支援	5,000千円	自治体	るために必要な賃金、旅費、謝 金、会議費、印刷製本費、備品
ウ 地域連携コーディネーターの配置支 援	4,890千円	1 か所	購入費等

- (注1)介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。
- (注2) 実施主体は市町村とする。

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

細区分	配分基礎	単位	補助対象経費
施設種別等	単価	平位	
ア 介護施設等における簡易陰圧装置設置 経費支援			簡易陰圧装置を設置するため
・特別養護老人ホーム		知事が認め	に必要な備品購入費、工事費
	4,710 千円	た台数	又は工事請負費及び工事事務
・介護老人保健施設	4,710 1	(定員を上	費(工事施工のため直接必要
・介護医療院・介護療養型医療施設		限とする)	な事務に要する費用であっ
・養護老人ホーム			て、旅費、消耗品費、通信運

 ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 			搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援 (ア)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス	1,090 千円	1 か所	感染拡大防止のを整備すると ことがでいるででででででででででででででででででででででででででででででででででで
 (イ)従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	6, 540 千円	1 か所	と認められる委託費及び分担 金及び適当と認められる購入 費等を含む。

 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 			
(ウ)家族面会室の整備等経費支援 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス	3,820千円	施設・事業所	

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要			へ 禁 佐 乳 ᄷ に む は フ 夕 亡 宁 の		
/ // IX/26/00 (11-11-17) 0 5 // 12 / ID 2 / ID 1-3			介護施設等における多床室の		
する改修費支援			個室化に必要な工事費又は工		
・特別養護老人ホーム			事請負費及び工事事務費(工		
・介護老人保健施設			事施工のため直接必要な事務		
・介護医療院			に要する費用であって、旅		
・養護老人ホーム			費、消耗品費、通信運搬費、		
Killy Colored			印刷製本費及び設計監督料等		
・軽費老人ホーム			をいい、その額は、工事費又		
・認知症高齢者グループホーム	1,070 千円 整備床数	敢供出粉	は工事請負費の2.6%に相		
・小規模多機能型居宅介護事業所		登	当する額を限度額とす		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			る。)。		
・有料老人ホーム			ただし、別の負担(補助)金		
			等において別途補助対象とす		
・短期入所生活介護事業所			る費用を除き、工事費又は工		
・生活支援ハウス					事請負費には、これと同等と
			認められる委託費及び分担金		
				及び適当と認められる購入費	
			等を含む。		

(注) 神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

(7)介護職員の宿舎施設整備事業

区分	配分基準	補助対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員1定員当 たりの延べ床面積	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と
 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	(バルコニー、廊 下、階段等共用部 分を含む。) 33㎡ ※上記の基準面積 は、補助金算出の 限度となる面積で	認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(注2)	あり、実際の建築 面積が上記を下回 る場合には、実際 の当該建築面積を 基準面積とする。	刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助) 金等において別途補助対象

とする費用を除き、工事費
又は工事請負費には、これ
と同等と認められる委託費
及び分担金及び適当と認め
られる購入費等を含む。

(注1) 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を 行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行 う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、県が指定する介 護付きホームについては、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備次号の補助対象となるものに限る。

別表 4 各法令で定める国の財政上の特別措置による加算(介護施設等整備事業)

区分	対象施設の種類	加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホームケアハウス生活支援ハウス	別表3に定める配分基礎 単価に0.10を乗じて 得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表3に定める配分基礎 単価に0.30を乗じて 得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表3に定める配分基礎 単価に0.30を乗じて 得た額

南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法(平成25年法 律第87号)第12条第1項に規定する 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実 施される事業のうち、同項第4号に基づ き政令で定める施設(取壊し費用含む)

- ・特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス
- ・認知症高齢者グループホーム
- ·小規模多機能型居宅介護 事業所
- ·看護小規模多機能型居宅 介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・生活支援ハウス

別表3に定める配分基礎 単価に0.32を乗じて 得た額

- (注1) 上表の特別措置に該当する場合は、別表2の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを 比較して少ないほうの額に上表「加算額」欄により算定した額を加算する。
- (注2) 算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を加算額とする。
- (注3) 国管理運営要領別記1-2在宅・施設サービスの整備の加速化分については対象外。

別表 5 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制 確保事業の対象経費等

(1	(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業		
	施設種別等	基準単価	補助対象経費

- ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)
 - ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)(※1~4)
 - ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1)
 - ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、② の場合を除く)(※1)
 - ④ 施設内療養を行った高齢者施設等(※5)

通所介護事業所(通常規模型)	537千円/ 事業所
通所介護事業所(大規模型(I))	684千円/ 事業所
通所介護事業所(大規模型(Ⅱ))	889千円/ 事業所
地域密着型通所介護事業所(療養通	231千円/
所介護事業所を含む)	事業所

○ア①、②に該当する事業所・施設等の場 合

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介 護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・ 手当、職業紹介料、損害賠償保険の加 入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携

 認知症対応型通所介護事業所	226千円/
	事業所
通所リハビリテーション事業所(通	564千円/
常規模型)	事業所
通所リハビリテーション事業所(大	710千円/
規模型(I))	事業所
通所リハビリテーション事業所(大	1,133千円
規模型(Ⅱ))	/事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所	27千円/
療養介護事業所	定員
訪問介護事業所	320千円/
切问月 唆事未/月	事業所
訪問入浴介護事業所	339千円/
以川八竹八 唆事未別	事業所
 訪問看護事業所	311千円/
切[可] 有 谡 争 未 刃 [事業所
訪問リハビリテーション事業所	137千円/
切回リハビリノ ション事業別	事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	508千円/
事業所	事業所
夜間対応型訪問介護事業所	204千円/
仪间对心空动向升磅争未列	事業所
居宅介護支援事業所	148千円/
后七月·暖又饭	事業所
居宅療養管理指導事業所	33千円/
后七原 後 自任旧等事未///	事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	475千円/
7. 烷保沙饭能主焰 七月 愛事未月	事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638千円/
有 设 小	事業所
介護老人福祉施設	38千円/
月	定員
地域密着型介護老人福祉施設	40千円/
地	定員
介護老人保健施設	38千円/
月	定員
<u></u>	48千円/
介護医療院	定員
介	43千円/
介護療養型医療施設 	定員

- 機関との連携に係る旅費、一定の要件 に該当する自費検査費用(介護施設等 に限る)
- ②通所系サービスの代替サービス提供に 伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・ 手当、職業紹介料、損害賠償保険の加 入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ③介護サービス事業所・施設等の消毒、 清掃費用
- ④感染性廃棄物の処理費用
- ⑤感染者又は感染者と接触があった者が 発生して在庫の不足が見込まれる衛生 用品の購入費用
- ⑥通所系サービスの代替サービス提供の ための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

- ※なお、②、⑥については、代替サービ ス提供期間の分に限る
- ○ア③に該当する介護施設等の場合

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- 職員の感染等による人員不足に伴う 介護人材の確保
 - 一定の要件に該当する自費検査費用 (介護施設等に限る) (注7)
- ○ア④に該当する高齢者施設等の場合

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

○ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(高齢者施設等に限る)(注7)

認知症対応型共同生活介護事業所	36千円/	
	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、	37千円/	
有料老人ホーム、サービス付き高齢	定員	
者向け住宅(定員30人以上)		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、	35千円/	
有料老人ホーム、サービス付き高齢	00 1 1 47	
者向け住宅(定員29人以下)	定員	

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 ア①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居 宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活 している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サ ービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(注8)

•	
通所介護事業所 (通常規模型)	537千円/ 事業所
□	684千円/
旭川川 竣事末川(八州(安主(1))	事業所
 通所介護事業所(大規模型(Ⅱ))	889千円/
(a)	事業所
地域密着型通所介護事業所(療養通	231千円/
所介護事業所を含む)	事業所
認知症対応型通所介護事業所	226千円/
	事業所
通所リハビリテーション事業所(通	564千円/
常規模型)	事業所
通所リハビリテーション事業所(大	710千円/
規模型(I))	事業所
通所リハビリテーション事業所(大	1,133千円
規模型(Ⅱ))	/事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に 伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手 当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費 用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供の ための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

- ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れ や当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~4)
 - ・アの①に該当する介護サービス事業所・施設等
 - ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所(注9)

通所介護事業所(通常規模型)	268千円/	【連携により緊急時の人材確保支援を行う
	事業所	ための費用】
·圣武众莽市坐記(十相横刑(I))	342千円/	・感染が発生した事業所・施設等からの利
通所介護事業所(大規模型(I)) 	事業所	用者の受け入れに伴う介護人材確保

通所介護事業所(大規模型(Ⅱ))	445千円/
	事業所
地域密着型通所介護事業所(療養通	115千円/
所介護事業所を含む)	事業所
 認知症対応型通所介護事業所	113千円/
	事業所
通所リハビリテーション事業所(通	282千円/
常規模型)(通常規模型)	事業所
通所リハビリテーション事業所(通	355千円/
常規模型)(大規模型(I))	事業所
通所リハビリテーション事業所(通	567千円/
常規模型)(大規模型(Ⅱ))	事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所	13千円/
療養介護事業所	定員
 訪問介護事業所	160千円/
切问月 唆事未归	事業所
 訪問入浴介護事業所	169千円/
奶间八佰月 凌事未別	事業所
 訪問看護事業所	156千円/
切回有暖事未別	事業所
 訪問リハビリテーション事業所	68千円/
切向 グバビック ション 事業/別	事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	254千円/
事業所	事業所
 夜間対応型訪問介護事業所	102千円/
(区间对心主的间升设事采用	事業所
 居宅介護支援事業所	74千円/
伍七月 畯又饭 事未別	事業所
 福祉用具貸与事業所	282千円/
個性用具具子事業別	事業所
 居宅療養管理指導事業所	16千円/
伍七原後自任旧等事業別	事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	237千円/
/1./邓/天夕/双配主石 七月 谩事未乃	事業所
手	319千円/
看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業所
介蓮耂 / 垣 灿 歩型	19千円/
介護老人福祉施設	定員
	20千円/
地域密着型介護老人福祉施設	定員

・感染が発生した事業所・施設等への介護 人材の応援派遣のための、緊急雇用にか かる費用、割増賃金・手当、職業紹介 料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣 に係る旅費・宿泊費

介護老人保健施設	19千円/
	定員
介護医療院	24千円/
	定員
介護療養型医療施設	21千円/
	定員
認知症対応型共同生活介護事業所	18千円/
	定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、	10 T III /
有料老人ホーム、サービス付き高齢	19千円/ 定員
者向け住宅(定員30人以上)	上 上 共
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、	18千円/
有料老人ホーム、サービス付き高齢	18丁円/ 定員
者向け住宅(定員29人以下)	上 貝

- (注1) 補助対象事業所・施設等が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。
- (注2) 1事業所・施設等につき、(1) ア~ウそれぞれを基準単価まで補助することができる。
- (注3) (1) ア (ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助対象経費については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用を除く)及びウの事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。
- (注4) 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により補助する。
- (注5) 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント) を実施する 事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型) と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケア マネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受け ている場合は、介護サービスの種別により補助する。
- (注6) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。
- (注7) 一定の要件に該当する自費検査費用に要する費用については、令和5年5月7日までは「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要領」別添1-1、令和5年5月8日以降は同要領別添1-2に定めるとおり。感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用については、令和5年5月7日までは同要領別添2-1、令和5年5月8日以降は同要領別添2-2に定めるとおり。
- (注8) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合

- (近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))
- (注9) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日 (通所系サービス事業所が注8の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上 の場合
- (※1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- (※2) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護 事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、 福祉用具貸与事業所((1)アの事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所
- (※3) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)
- (※4) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護 事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型 居宅介護事業所(通いサービスに限る)
- (※5)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所